

## 第2編 届出書の提出について

### 1 届出書の提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部 環境規制課 大気班 電話 043 (245) 5189 (直通)

### 2 届出書の様式

各届出書の様式は第3章 (p.67) に記載しています。

また、千葉市ホームページから Word ファイルもダウンロードできます。

<大気汚染防止法関係>

[http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/form\\_law.html](http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/form_law.html)

<千葉市環境保全条例関係>

[http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/hozen\\_jourei\\_form\\_download.html](http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/hozen_jourei_form_download.html)

### 3 提出部数

各届出書とも、**正副2部**提出してください。

### 4 届出書作成時の注意事項 (全般的事項)

- (1) 届出者の名義は、法人にあっては法人の代表者 (代表取締役) であることが必要です。工場長・支店長等が届出者になる場合は、代表者からの委任状が必要です。
- (2) 添付書類は JIS の A4 の大きさに統一してください。A4 より大きいものは、A4 の大きさに折り、左閉じで開きやすいように折り込んでください。
- (3) 届出は施設ごとに行います。ただし、2 つ以上の施設であっても同一工場・事業場にあり、かつ、同一の施設については一つの届出書で済ますことができます。この場合は、施設に整理番号を付番した上で、施設ごとに数値等を記載してください。
- (4) 予備施設でほとんど使用しない見込みの施設であっても、届出は必要です。

## 5 届出の種類と届出の方法

### 5-1 ばい煙関係

#### 5-1-1 ばい煙発生施設【大気汚染防止法】

##### (1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第6条第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図(立面・平面) ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図(煙突だけの場合も、その概要図)(立面・平面) ③ばい煙発生及び処理に係わる操業の系統の説明概要図(工程図) ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定孔(径は10cm程度)の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場への案内図 ⑦緊急時における連絡方法(緊急連絡用の電話番号) ⑧ばい煙の発生に係わる原材料及び燃料の分析表 ⑨ばい煙の計算書
使用届 (法第7条第1項)	新たに施設に指定された日から 30日以内		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面 ③ばい煙の計算書 (※1・※3)
構造等変更届 (法第8条第1項)	工事着手の 60日前まで		
氏名等変更届 (法第11条)	変更のあった日から 30日以内	様式第4	(※2)
使用廃止届 (法第11条)	施設の使用を廃止した日から 30日以内	様式第5	(※3)
承継届 (法第12条第3項)	承継のあった日から 30日以内	様式第6	

※1 数値等が変更になる場合、変更前、変更後がわかるように対比する形で明示してください。

また、変更前の数値は、前回届出値を記入してください。

※2 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長・支店長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

※3 様式の欄外に、設置届又は使用届を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

## (2) 届出時の注意事項

- 副本は、受理書とともにお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- ばい煙量、燃料比重は有効数字3桁で記入し、4桁以下を切り捨ててください。その他の数値については有効数字2桁まで記入してください。
- 硫黄酸化物量及び濃度並びに排出ガス量及び排出速度は計算によって記入して結構ですが、硫黄酸化物以外のばい煙濃度、排出口における排出ガス温度は設計値又は実測値（最大値）を記入してください。
- 別紙2、別紙3のうち、次の項目については、最大値、通常値を区別して記入してください。「原材料」の「1日の使用量」、「燃料又は電力」の「通常の使用量」、「補正された排出口の高さ He (m)」及び「排出速度」。
- 別紙2の「燃料中いおう分」の欄には保証できる値とし、これを超えることのない数値を記入してください。
- 別紙2、別紙3の「最大」の欄には施設の定格能力で運転するときの数値を記入してください。
- 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共有しているときは、各ばい煙発生施設の電気容量を定格容量としてください。
- 煙突が集合煙突の場合、ばい煙量、排出ガス量、排出速度、補正高さは1施設のみ稼働したときを想定した数値を記入してください。
- 硫黄酸化物、ばいじん、有害物質、窒素酸化物の除外設備を共有している場合は、ばい煙発生施設の出口濃度に次の係数を乗じた数値を記入してください。

$$\text{係数} = 1 - \text{除じん効率} = \frac{\text{集じん機出口の量}}{\text{集じん機入口の量}}$$

- 「ばい煙濃度」は乾きガス量で計算してください。
- 「排出口の実高  $H_0$  (m)」にはメートル単位で排出口の地上からの高さとともに排出口の口径を  $30\text{m} \times 0.8\phi\text{m}$ 、 $35\text{m} \times 1.0\phi\text{m}$  のように示してください。
- この届出に関する連絡先の電話番号、担当部課名を様式1の下欄に記入してください。
- 廃棄物焼却炉においては、焼却されるものを「原材料」としてください。助燃料が必要な場合はこれを「燃料」としてください。
- 煙突に笠がついている場合は、「補正された排出口の高さ He」には排出口の実高さを記入してください。
- 別紙2「ばい煙発生施設の使用の方法」及び別紙3「ばい煙の処理の方法」の排出ガス等の諸計算の方法は、次頁の計算書を参考にしてください。



排出速度(最大)

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273+t}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\quad}{\quad} \times \frac{273+\quad}{273} \times \frac{1}{3600} = \quad \text{m / 秒}$$

排出速度(通常)

$$V' = V \times (Ln / Lm) = \quad \times \quad = \quad \text{m / 秒}$$

### 3. 煙突補正高さの計算(笠付きの場合: Ho = He = $\quad$ m)

1) 速度による上昇高さ(最大)

$$Hm = \frac{1.36\sqrt{Q_{ow} \times V}}{100 + \frac{258}{V}} = \frac{1.36\sqrt{\quad \times \quad}}{100 + \frac{258}{\quad}} = \quad \text{m}$$

2) 係数 J(最大)

$$J = \frac{58.4}{\sqrt{Q_{ow} \times V}} \times \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{t-15} \right) + 1$$

$$= \frac{58.4}{\sqrt{\quad \times \quad}} \times \left( 1460 - 296 \times \frac{\quad}{\quad - 15} \right) + 1 = \quad$$

3) 浮力による上昇高さ(最大)

$$Ht = 5.89 \times 10^{-7} \times Q_{ow} \times (t-15) \times \left( 2.30 \text{Log } J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$= 5.89 \times 10^{-7} \times \quad \times (\quad - 15) \times \left( 2.30 \text{Log } \quad + \frac{1}{\quad} - 1 \right)$$

$$= \quad \text{m}$$

補正煙突高さ(最大)

$$He = Ho + 0.65 \times (Hm + Ht)$$

$$= \quad + 0.65 \times (\quad + \quad) = \quad \text{m}$$

### 4. 硫黄酸化物の排出量と K 値の適合状況

硫黄酸化物排出量(最大)

$$qm = Lm \times r \times S \times 0.007 = \quad \times \quad \times \quad \times 0.007 = \quad \text{Nm}^3 / \text{h}$$

硫黄酸化物排出量(通常)

$$qn = qm \times (Ln / Lm) = \quad \times \quad = \quad \text{Nm}^3 / \text{h}$$

硫黄酸化物濃度(最大)

$$q \text{ ppm} = \frac{qm \times 10^6}{Q_{od}} = \frac{\quad}{\quad} \times 10^6 = \quad \text{ppm}$$

硫黄酸化物濃度(通常)

$$q' \text{ ppm} = q \text{ ppm} = \quad \text{ppm}$$

硫黄酸化物許容排出量

$$qL = K \times 10^{-3} \times He^2 = \quad \times 10^{-3} \times (\quad)^2 = \quad \text{Nm}^3 / \text{h}$$

したがって、硫黄酸化物排出量(最大)  $qm <$  硫黄酸化物許容排出量  $qL$  となって、基準に適合している。



3) 理論乾きガス量

$$\begin{aligned}
 G_{od} &= 1.88 \text{ H}_2 + 2.88 \text{ CO} + 8.52 \text{ CH}_4 + 13.29 \text{ C}_2\text{H}_4 + 15.17 \text{ C}_2\text{H}_6 + 19.93 \text{ C}_3\text{H}_6 \\
 &\quad + 21.81 \text{ C}_3\text{H}_8 + 26.57 \text{ C}_4\text{H}_8 + 28.45 \text{ C}_4\text{H}_{10} + \text{CO}_2 + \text{N}_2 - 3.76 \text{ O}_2 \\
 &= 1.88 \frac{(\quad)}{100} + 2.88 \frac{(\quad)}{100} + 8.52 \frac{(\quad)}{100} + 13.29 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 15.17 \frac{(\quad)}{100} + 19.93 \frac{(\quad)}{100} + 21.81 \frac{(\quad)}{100} + 26.57 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 28.54 \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} - 3.76 \frac{(\quad)}{100} = \text{ \_\_\_\_\_\_ } \text{ Nm}^3 / \text{ Nm}^3
 \end{aligned}$$

4) 空気比(空気過剰係数)(燃料中に CO、O<sub>2</sub> を含まないものに限る)

$$m = \frac{21}{21 - \text{O}_2} = \frac{21}{21 - \text{\_\_\_\_\_\_}} = \text{\_\_\_\_\_\_}$$

5) 単位当たりの湿りガス量

$$G_w = G_{ow} + (m-1) \times A_o = \text{\_\_\_\_\_\_} + (\text{\_\_\_\_\_\_} - 1) \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ Nm}^3 / \text{ Nm}^3$$

6) 単位当たりの乾きガス量

$$G_d = G_{od} + (m-1) \times A_o = \text{\_\_\_\_\_\_} + (\text{\_\_\_\_\_\_} - 1) \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ Nm}^3 / \text{ Nm}^3$$

湿り排ガス量(最大)

$$Q_{ow} = L_m \times G_w = \text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

湿り排ガス量(通常)

$$Q'_{ow} = Q_{ow} \times (L_n / L_m) = \text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

乾き排ガス量(最大)

$$Q_{od} = L_m \times G_d = \text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

乾きガス量(通常)

$$Q'_{od} = Q_{od} \times (L_n / L_m) = \text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

2. 排出速度

断面積

$$\begin{aligned}
 A &= D^2 \times \pi / 4 = 0.785 \times D^2 = 0.785 \times (\text{\_\_\_\_\_\_})^2 = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ m}^2 \\
 (\text{角煙突の場合 } A &= \text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ m}^2)
 \end{aligned}$$

排出速度(最大)

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273+t}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\text{\_\_\_\_\_\_}}{\text{\_\_\_\_\_\_}} \times \frac{273+\text{\_\_\_\_\_\_}}{273} \times \frac{1}{3600} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ m / 秒}$$

排出速度(通常)

$$V' = V \times (L_n / L_m) = \text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ m / 秒}$$

3. 煙突補正高さの計算(笠付きの場合 Ho = He = \\_\\_\\_\\_\\_\\_ m)

1) 速度による上昇高さ(最大)

$$H_m = \frac{1.36 \sqrt{Q_{ow} \times V}}{100 + \frac{258}{V}} = \frac{1.36 \sqrt{\text{\_\_\_\_\_\_} \times \text{\_\_\_\_\_\_}}}{100 + \frac{258}{\text{\_\_\_\_\_\_}}} = \text{\_\_\_\_\_\_} \text{ m}$$

2) 係数 J(最大)

$$J = \frac{58.4}{\sqrt{Q_{ow} \times V}} \times \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{t-15} \right) + 1$$

$$= \frac{58.4}{\sqrt{\quad \times \quad}} \times \left( 1460 - 296 \times \frac{\quad}{\quad - 15} \right) + 1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

3) 浮力による上昇高さ(最大)

$$H_t = 5.89 \times 10^{-7} \times Q_{ow} \times (t-15) \times \left( 2.30 \text{ Log } J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$= 5.89 \times 10^{-7} \times \quad \times (\quad - 15) \times \left( 2.30 \text{ Log } \quad + \frac{1}{\quad} - 1 \right)$$

$$= \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$$

補正煙突高さ(最大)

$$H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$$

$$= \quad + 0.65 \times (\quad + \quad) = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$$

#### 4. 硫黄酸化物の排出量と K 値の適合状況

硫黄酸化物排出量(最大)

$$q_m = L_m \times S \times 0.01 = \quad \times \quad \times 0.01 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

硫黄酸化物排出量(通常)

$$q_n = q_m \times (L_n / L_m) = \quad \times \quad = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

硫黄酸化物濃度(最大)

$$q \text{ ppm} = \frac{q_m \times 10^6}{Q_{od}} = \frac{\quad}{\quad} \times 10^6 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ ppm}$$

硫黄酸化物濃度(通常)

$$q' \text{ ppm} = q \text{ ppm} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ ppm}$$

硫黄酸化物許容排出量

$$qL = K \times 10^{-3} \times H_e^2 = \quad \times 10^{-3} \times (\quad)^2 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

したがって、硫黄酸化物排出量(最大)  $q_m <$  硫黄酸化物許容排出量  $qL$  となって、基準に適合している。

5-1-2 硫黄酸化物総量規制適用施設【千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱】／  
窒素酸化物総量規制適用施設【千葉市窒素酸化物対策指導要綱】

(1) 届出の種類・時期等

項目	計画書の種類	提出の時期	届出の要件
硫黄酸化物	様式第1 (適用施設設置 (使用・変更)計画書) 別紙1	ばい煙発生施設 設置(使用・変更) の届出と同時	工場・事業場における硫黄酸化物 に係るばい煙発生施設の原燃料使 用量の合計が 50 L/h 以上 (50～500 L/h …燃料使用基準適用工場等 500 L/h～ …総量規制基準特定工場等)
窒素酸化物	様式第1 (適用施設設置 (使用・変更)計画書) 別紙1		工場・事業場における窒素酸化物 に係るばい煙発生施設の原燃料使 用量の合計が 2 kL/h (2,000 L/h) 以上 (環境の保全に関する細目協定書 を締結した事業所は除く)

(2) 届出時の注意事項

- 副本は、通知書とともにお返しします。

### 5-1-3 ばい煙に係る特定施設・特定作業【千葉市環境保全条例】

#### (1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
特定施設設置届 (条例第17条第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第1号 別紙1	①ばい煙又は粉じんの排出及び処理 作業の系統概要説明書(図) ②ばい煙又は粉じんの量等に関する 説明書 ③工場等の事業経歴書 ④工場等の組織図 ⑤敷地の周囲の見取図 ⑥ばい煙又は粉じんに係る特定施設 の構造概要図 ⑦ばい煙又は粉じんの処理施設の概 要図及び設置場所を示す図面 ⑧敷地内の建物の配置図
特定施設使用届 (条例第19条第1項)	新たに施設に指 定された日から 30日以内		
特定作業実施届 (条例第18条第1項) (条例第19条第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第2号 別紙1	①ばい煙又は粉じんの排出及び処理 作業の系統概要説明書(図) ②ばい煙又は粉じんの量等に関する 説明書 ③工場等の事業経歴書 ④工場等の組織図 ⑤ばい煙又は粉じんの特定作業の目 的に係る施設の構造概要図 ⑥ばい煙又は粉じんの処理施設の概 要図及び設置場所を示す図面 ⑦敷地内の建物の配置図
	新たに施設に指 定された日から 30日以内		
特定施設構造等変更届 (条例第20条第1項)	工事着手しよ うとするとき	様式第3号	①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
特定作業施設等変更届 (条例第20条第1項)		様式第4号	
氏名等変更届 (条例第21条)	変更のあった日 から30日以内	様式第6号	(※1)
使用廃止届 (条例第21条)	施設の使用を 廃止した日から 30日以内	様式第7号	
承継届 (条例第22条第3項)	承継のあった日 から30日以内	様式第8号	

※1 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

#### (2) 届出時の注意事項

- 副本は、受理書とともにお返しします。
- 設置届及び変更届の「着工予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。

## 5-2 揮発性有機化合物関係

### 5-2-1 揮発性有機化合物排出施設【大気汚染防止法】

#### (1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第17条の5第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第2の2 別紙1 別紙2	①揮発性有機化合物排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②揮発性有機化合物の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図(※1) ③揮発性有機化合物の排出の方法を記載した書類(煙突等の排出場所を説明するもの) ④揮発性有機化合物の排出及び処理に係る操業の系統の説明概要図(工程図) ⑤揮発性有機化合物排出施設と揮発性有機化合物処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑥排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合、その場所を明記した書類 ⑦緊急時における連絡方法(緊急連絡用の電話番号) ⑧工場・事業場への案内図 ⑨送風機又は排風機の能力算定を記載した書類(※2)
使用届 (法第17条の6第1項)	新たに施設に指定された日から30日以内		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面(※3・※5)
構造等変更届 (法第17条の7第1項)	工事着手の 60日前まで		
氏名等変更届 (法第17条の13第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	(※4)
使用廃止届 (法第17条の13第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	(※5)
承継届 (法第17条の13第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

※1 排出ガスを処理施設において処理しない場合、添付は不要です。

※2 送風(排風)機の能力を合算、比例配分等で算定する場合には必要になります。ただし、揮発性有機化合物排出施設1に対し送風(排風)機1の場合、添付は不要です。

※3 数値等が変更になる場合、変更前、変更後がわかるように対比する形で明示してください。また、変更前の数値は、前回届出値を記入してください。

※4 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

※5 様式の欄外に、設置届又は使用届を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

## (2) 届出時の注意事項

- 副本は、受理書とともにお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- 別紙1の「規模」の欄には、届出施設が該当する令別表第1の2の中欄の施設の下欄に掲げる規模について記載してください。
- 別紙1の「1日の使用時間及び月使用日数等」の欄には、当該施設を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載してください。「貯蔵タンク」については、常時貯蔵していない場合や、高揮発性VOCを貯蔵しているときとそれ以外の物質を貯蔵しているときの両方がある場合があるため、高揮発性VOCを貯蔵している日数を記載してください。
- 「使用する主な揮発性有機化合物の種類」の欄には、トルエン、キシレン等の物質名を記載します。当該VOCが石油類である場合は、物質名ではなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記載してください。
- 「揮発性有機化合物濃度」の欄には、「湿りガス濃度」を記載してください。
- 一施設で複数の排出口を有する場合のVOC濃度については、それぞれについて記載するのが原則ですが、以下のいずれかでも構いません。
  - ・施設の構造等から最高濃度のVOCを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口におけるVOC濃度
  - ・各排出口からのVOC濃度を排出ガス量で加重平均した濃度
- VOC濃度については、複数のVOC排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載してください。
- VOC濃度については、新たに設置する施設の場合には、計算により求めた濃度を記載してください。貯蔵タンク(排出ガス処理装置を設置しているものを除く。)の場合には、計算により求めたVOC濃度を記載してください。
- 環境大臣が定める測定法においては、試料の採取は、一工程でVOCの排出が不安定な時期には行わないこと、また、ごく短時間に限り特異的に高濃度の排出が生じる場合のVOCの濃度については、測定値から除外すること等を規定しているため、このような事態が想定されている場合には、参考事項の欄にその旨を記載してください。
- VOCの処理施設を設置しない場合には、様式第2の2の別紙2の届出は必要ありません。ただし、処理施設を設置しなくとも排出基準に適合できる旨を説明するため、VOCの含有量が少ない塗料等を使用する等のVOCの排出の抑制のために採っている方法を参考事項の欄に記載してください。

## 5-2-2 自主的取組計画書・実績報告書

### 【千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例】

#### (1) 報告の種類・時期等

報告の種類	報告の時期	報告様式	対象者等
自主的取組計画書 (条例第7条第1項) (条例第7条第2項) (条例第7条第3項)	各年度の 7月末日まで	様式第1号 その1～4  ※その4は 任意提出	①各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者が、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに ②揮発性有機化合物排出事業者である者が①の工場又は事業場以外の工場又は事業場について ③ ①・②以外のVOCを大気中に排出する者が工場又は事業場ごとに
自主的取組変更届出書 (条例第7条第4項)	遅滞なく	様式第2号 及び内容変更 のある様式	④自主的取組計画書を提出した者であって、自主的取組計画書の内容を変更した者
自主的取組実績報告書 (条例第8条)	翌年度の 7月末日まで	様式第3号 その1～4	⑤自主的取組計画書を提出した者

#### (2) 注意事項

- 計画書・報告書の提出に当たっては、以下の書類を参考にしてください。
  - ・千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づく届出の手引き（平成20年3月千葉市環境規制課）
  - ・千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づく届出の手引き（VOC排出量算出編）（平成20年3月千葉市環境規制課）
  - ・千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針

### 5-3 粉じん関係

#### 5-3-1 一般粉じん発生施設【大気汚染防止法】

##### (1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第18条第1項)	設置の前まで	様式第3 ・別紙1 (コークス炉) ・別紙2 (堆積場) ・別紙3 (ベルトコンベア等) ・別紙4 (破砕機・摩砕機、 ふるい) のうち該当するもの	①粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②粉じん処理施設及び粉じん防止のための装置(フード含む)の構造とその寸法を記入した概要図 ③粉じん発生及び粉じんの処理に係わる操業の系統の説明概要図 ④粉じん発生施設と粉じんの処理施設を示した工場・事業場の配置図 ⑤工場・事業場への案内図
使用届 (法第18条の2第1項)	新たに施設に指定された日から30日以内		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面 (※1)
構造等変更届 (法第18条第3項)	変更の前まで		様式第4
氏名等変更届 (法第18条の13第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第5	
使用廃止届 (法第18条の13第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第6	
承継届 (法第18条の13第2項)	承継のあった日から30日以内		

※1 様式の欄外に、設置届出又は使用届出を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

※2 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長・支店長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

##### (2) 注意事項

- 副本は、受理後にお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- 堆積場が区画されていたり、2種類以上のものが堆積されている場合でも連続している場合には1施設としてください。
- 建築現場などで、長期(3月以上)にわたって使用する堆積場は原則として対象になりません。倉庫等を一時的に使用する場合は対象としません。
- 一般粉じん発生施設のうち「密閉式」とはバッチ式の完全密閉、ウォータータイト構造あるいは装入口、排出口がカバーされているものをいいます。
- ベルトコンベアの場合、一連の施設は集合したものを1施設としてください。

- 別紙2の「堆積物の種類」、別紙3の「運搬物の種類」及び別紙4の「処理対象物の種類」の欄には、含水率及び粒径を記入してください。

### 5-3-2 特定粉じん発生施設【大気汚染防止法】

特定粉じん発生施設の届出については、環境規制課にご相談ください（特定粉じん発生施設の設置及び変更は60日前に届出が必要です。）。

### 5-3-3 特定粉じん排出等作業

#### 【大気汚染防止法／千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱】

#### (1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
特定粉じん排出等作業 実施届出書 (法第18条の17第1項)	特定粉じん 排出等作業 の開始日の 14日前まで	様式第3の4	①現場案内図 ②石綿の使用箇所がわかる見取図 ③作業の方法（フロー図等） ④対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 ⑤作業工程表 ⑥作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 ⑦その他参考書類 ・石綿濃度測定計画 ・薬液等のカタログ 等
石綿濃度 測定結果報告書 (要綱第3条第5項及び第6項)	工事終了後 速やかに	様式第1号	①石綿濃度測定結果 ②作業記録（写真）

#### (2) 注意事項

- 特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の4）の参考事項や別紙にも漏れなく記入してください。
- 見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量（m<sup>3</sup>）、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入してください。
- 施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。石綿測定地点を図示した見取図を添付してください。
  - <作業開始前及び終了後>
    - ・建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所
  - <作業実施中>
    - ・建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所
    - ・集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合）

### 5-3-4 粉じんに係る特定施設・特定作業【千葉市環境保全条例】

粉じんに係る千葉市環境保全条例に基づく届出については、5-1-3 (p.59) と同様です。

## 5-4 水銀関係

### 5-4-1 水銀排出施設【大気汚染防止法】

#### (1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第18条の28第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第3の5 別紙1 別紙2 別紙3	①水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図(※1) ②水銀処理施設の構造とその寸法を記入した概要図(煙突だけの場合も、その概要図)(※1) ③水銀の排出及び処理に係る操業の系統の説明概要図(工程図、図面等) ④水銀排出施設と水銀処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図(※1) ⑤煙道の排ガス測定孔の設置箇所を示した図面(※1) ⑥工場・事業場への案内図(※1) ⑦緊急時における連絡方法(緊急連絡用の電話番号)
使用届 (法第18条の29第1項)	新たに施設に指定された日から30日以内		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面(※2・※3)
構造等変更届 (法第18条の30第1項)	工事着手の 60日前まで		
氏名等変更届 (法第18条の36第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	(※2)
使用廃止届 (法第18条の36第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	(※4)
承継届 (法第18条の36第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

※1 規則様式第2によるばい煙発生施設の届出に係る受理書の写しを添付する場合にあっては、省略することができます。ただし、当該届出を既に行っている場合に限りです。

※2 数値等が変更になる場合、変更前、変更後がわかるように対比する形で明示してください。また、変更前の数値は、前回届出値を記入してください。

※3 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

※4 様式の欄外に、設置届又は使用届を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

## (2) 届出時の注意事項

- 副本は、受理書とともにお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- 別紙1の「規模」の欄には、届出施設が該当する規則別表第3の3の中欄の施設の下欄に掲げる規模について記載してください。
- 別紙2の「1日の使用時間及び月使用日数等」の欄には、当該施設を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載してください。
- 別紙2の原材料及び燃料の「水銀等含有割合」の欄には、代表値や平均値を記載してください。幅記載することでも差し支えありません。
- 別紙2の原材料の「種類」、「使用割合」及び「水銀等含有割合」の欄には、産業廃棄物は廃プラ、廃油、木くず等、種類ごとに測定して記載してください。  
また、一般廃棄物については、ゴミピットから複数サンプルを採取・混合する等、代表的な試料となるようにサンプリングして分析し、「一般廃棄物」という括りで届出に記載してください。
- 別紙2の「水銀濃度」の欄には、乾きガス濃度中の水銀濃度を酸素換算した値を記載してください。設置の届出の時点で実測値が得られない場合は、設計値等でも構いません。  
また、複数の水銀排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載してください。
- 一施設で複数の排出口を有する場合の水銀濃度については、それぞれについて記載するのが原則ですが、以下のいずれかでも構いません。
  - ・施設の構造等から最高濃度の水銀を排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口における水銀濃度
  - ・各排出口からの水銀濃度を排出ガス量で加重平均した濃度